

## ひめじ住まいの耐震化促進事業における 耐震改修計画策定の注意事項

「ひめじ住まいの耐震化推進事業」の補助制度を利用するにあたり、以下の点に注意し設計を行ってください。（在来軸組工法の例です。）

### ○ 基礎 – 上部構造による引き抜きや曲げに耐えられるように –

原則、無筋コンクリート造基礎には、過大な引き抜き力がかからないように計画すること。

#### 【対応策】

- ・基礎に過大な引き抜き力が生じないように耐力壁の仕様・配置計画を行う、柱脚金物を分散配置させるなど適切に計画する
- ・鉄筋コンクリート基礎同等となる補強（鉄筋コンクリート造の基礎を抱き合わせる、炭素繊維補強等）などが考えられる

### ○ 柱頭柱脚金物 – 金物の性能が十分に発揮できるように –

- ・補強箇所は原則柱頭柱脚金物（平成12年建設省告示第1460号によるもの同等品又は認定品）を施工すること。
- ・告示同等品等を用いる場合は金物の耐力等が確認できる評価書等を添付すること
- ・接合部仕様の決定をN値計算で行った場合はN値計算書を添付すること。告示仕様の場合はその旨を図書に明示すること
- ・1階柱脚部に引抜耐力の高い（おおむね10KNを超える）金物を設置しなければならない場合は、土台が先行破壊し、金物の性能が十分に発揮されない事態を防ぐため、その付近に所定のアンカーボルト・座金を設置すること。この時、上記の基礎に掲げる事項も考慮すること
- ・大壁入隅部や真壁などに取り付ける柱脚・柱頭金物や筋かい金物は、現場での納まりや仕様に注意し選定すること

### ○ 耐力壁 – 耐力壁の性能が十分に発揮できるように –

- ・耐力壁の両端近傍にアンカーボルトを設置し、土台と基礎を緊結すること。
- ・基礎や横架材がない箇所（換気口等の上に柱がある箇所なども含む。）に耐力壁の設置を計画しないこと
- ・採光、換気が必要な開口部に耐力壁の設置を計画しないこと
- ・スパンが大きい梁の上部に耐力壁を計画する場合、その下部に耐力壁の設置や梁の補強等の検討をする。または耐力壁の配置を変更すること

- ・告示や「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年、2012年版）」に掲載のない仕様で計画する際は壁基準耐力等が確認できる評価書等を添付すること
- ・柱、土台又は筋かいを新設する場合は地面から1 m以内の部分に防腐、防蟻措置を施す旨を設計図書に明示すること

### ○ 屋根－適切な建物重量の設定－

- ・屋根の軽量化により耐震性の向上を図る場合、屋根材の単位面積当たりの重量が確認できる評価書等を添付すること

### ○ その他

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年、2012年版）」による改修計画を行う場合は当該書籍に記載の補強方法又は同等以上のものにて計画すること（資料編や（一社）日本建築防災協会ウェブサイトに掲載のQ & A等を参照）。また、これによらない場合は評価の参考とした資料を添付すること。
- ・仕様が分からないという理由で壁の評価を省略するなど、既存の状態を不当に低く評価しないこと。
- ・地盤の状態が悪く、不同沈下の恐れがある場合は地盤改良を計画すること
- ・大きな吹抜けや小屋裏（下屋裏）は火打ち梁を設置するなど面内剛性を確保する
- ・一般診断の場合その性質上改修時に変更が生じる可能性が高いことを申請者にきちんと説明すること
- ・改修時に設計で予定している工事ができない場合など、申請者又は施工者からアドバイス等を求められた場合は真摯に対応すること

### ○ 提出時－添付書類に不備はないか－

- ・確認申請の要不要に関わらず、建築基準法その他各法令を遵守して設計すること
- ・各書類間（計算書－図面－内訳－補助金算定書等）の整合性を確認すること